

## 仕様書

日本貿易振興機構  
人事部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(埼玉貿易情報センター)
- 2 就業場所 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックスティビル  
埼玉貿易情報センター
- 3 部署業務内容 県内企業の貿易投資相談対応、支援企業の発掘、海外ビジネスに関するセミナー・商談会等各種事業の実施、海外展示会への出展支援など
- 4 業務内容
- ① 中堅・中小企業等からの貿易投資相談に対する相談対応業務(電話、メール、対面およびオンラインでの面談)および、ジェトロの各種支援メニューの紹介・取次など関連する支援業務(以下業務には英文資料・ウェブサイトのチェック、製品情報資料のチェック、外国人やジェトロ本部および海外事務所との連絡調整を含む)
  - ② 上記①に関連した事業等に関する業務およびそれに関連した各種手続き(英語を含む文書の作成・資料等確認、稟議書作成、データベース入力、セミナー等の事業の企画・講演、報告書作成等)業務
  - ③ 企業支援関係機関(政府関係機関、自治体、金融機関、産業団体等)との連絡・調整、相談、会合アレンジ、取次業務
  - ④ 支援企業の新規発掘等に係る情報収集および企業訪問
  - ⑤ 支援企業への電話または訪問によるフォローアップ、進捗・成果把握に関する業務
  - ⑥ その他、中堅・中小企業等の海外ビジネス支援に関わる指示に基づく業務
  - ⑦ 電話・来客対応、所内会議参加、立替交通費申請など全所員共通の業務
- 募集人数: 1 名  
出張(宿泊あり)の有無: 無  
出張(日帰り)・外出の有無: 有 出張(日帰り)は無。近隣への外出は随時発生する。  
残業: 法定内 120 時間程度見込まれる(契約期間内合計)  
法定外 60 時間程度見込まれる(契約期間内合計)  
※業務の状況により1~2時間程度の残業が見込まれる。
- 5 派遣契約期間 2026/4/1 ~ 2027/3/31  
※本契約終了後の契約更新なし。  
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月を予定。  
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
- 6 勤務時間 9:00 ~ 17:00  
(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日  
(勤務曜日) 月火水木金
- 7 派遣元の要件
- ① 参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
  - ② 派遣する労働者は労使協定対象労働者とする。
  - ③ 派遣する人材は、信頼に足る人物であり、派遣元からの派遣実績があることが望ましい。
  - ④ 契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
  - ⑤ 派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
  - ⑥ トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。派遣元責任者が苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行うものであること。
  - ⑦ ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能であること(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容についてジェトロへの報告は3カ月に1回程度等)。
  - ⑧ すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。なお、請求に係る手数料が発生する場合には、派遣元負担とする。

## 8 派遣職員の必須要件

- ① 本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ② 業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができ、機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること。
- ③ 多岐にわたるルールを正確に理解し、的確かつスピーディーな事務処理能力を有すること。
- ④ 多様な関係者との連絡・調整業務を円滑に行えるコミュニケーション能力を有し、適切な電話・メール対応ができること。
- ⑤ 社会人としての常識・マナーを備えており、業務の質の向上や改善にも協調して取り組めること。
- ⑥ 過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。
- ⑦ 企業・官公庁等での業務経験を原則として2年以上有すること。
- ⑧ 基本的なアプリケーション(Word・Excel等Officeソフトウェア、Webブラウザ、E-mail)、Teams・Zoomなどのオンライン会議ソフトの操作に習熟しており、操作方法が不明な場合は独力で調べる等して使用できること。具体的には以下のPCスキルの項目記載の操作以上のスキルを有している(研修を受けた経験があるだけではなく、業務で使いこなせている)こと。
- ⑨ 貿易や投資をはじめとする海外ビジネスに関する基本的・実践的な知識と、民間企業における実際の輸出入ビジネスの実務経験を持ち、輸出入ビジネスに係わる全体の流れや手続き等を掴んでいること。
- ⑩ 海外駐在、または海外出張など、海外でのビジネス経験があること。
- ⑪ 海外ビジネス初心者を含む中堅・中小企業経営者や担当者、個人等に対して、相手の立場・状況を勘案し、お客様目線で丁寧かつ円滑な対応ができること。
- ⑫ 貿易アドバイザー資格等、貿易に関する資格を有していること。

### PCスキル

Word	ビジネス文書作成・編集、インデント、箇条書き設定、表・図形挿入と編集
Excel	データ入力・編集、関数を使った表・グラフ作成、オートフィルタ、論理関数、LOOKUP関数、ピボットテーブル
PowerPoint	簡単なスライド作成・編集
Access	既存フォーム・クエリを利用したデータ入力・修正、レポート出力
入力速度	データの入力は正確かつミスが少ないと。
その他	-

### 外国語能力

英語	TOEIC800点以上相当
使用内容	英文資料・ウェブサイトのチェック、製品情報資料のチェック、外国人との連絡調整
使用頻度	1割程度

## 9 その他の要望

特になし。

## 10 職場の環境

- ① 管理職1名、職員3名、常勤嘱託員5名、非常勤嘱託員1名、派遣職員1名(2025年12月時点)。
- ② 主に管理職、職員が業務に関する説明、指示を行う。
- ③ 自動車通勤:不可

## 11 その他

- ① 代替人員の確保  
派遣労働者による理由により業務に従事できない場合は、派遣元は責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の状況によっては、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。
- ② 派遣労働者の交代  
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。